

令和6年度佐賀県伝統工芸を未来につなぐ技のたすき事業仕様書

1 委託事業名

令和6年度佐賀県伝統工芸を未来につなぐ技のたすき事業

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日

3 目的

佐賀県の伝統工芸品について、技術が途絶えることなく後継者を確保・育成できる環境をつくる。

4 委託業務の内容

以下の内容で実施することとし、業務遂行にあたっての事前取材、調査、調整等を含むものとする。また、以下に定めるもののほか、別途締結する契約書に定められたものとする。

(1) 総合監修

- ・事業の実施にあたり、伝統工芸品（特に西川登竹細工）の製造事業者との共同事業実績等を有する者をコーディネーターとして配置し、各委託業務が目的に沿ったものになるよう総合監修を行うこと。
- ・年間計画を作成し、本事業全体の工程管理を行うこと。
- ・製造事業者と関係機関との関係構築にも努めること。

(2) 西川登竹細工のテストマーケティング（見本市出展やPOP-UP等）

- ・集客が見込める大都市圏において、1回以上実施すること。なお、POP-UPを実施する場合は、その期間を合計14日間以上とすること。
- ・製造事業者のノウハウ蓄積に繋げられるよう努めること。
- ・製造事業者に対して金や旅費等を支払うこと。
- ・実施後は、その結果をフィードバックし、製造事業者の経営計画や商品戦略に寄与できるよう努めること。

(3) 交流機会の創出

ア 西川登竹細工のワークショップ

- ・製造事業者と県民の交流促進に繋がるようなワークショップを3回以上実施すること。なお、そのうち1回以上はSAGA MADOで実施すること。

- ・製造事業者に対して謝金や材料費等を支払うこと。
- ・県内への周知を行い、県民の日常利用・技術継承の機運を高めるように努めること。

イ 西川登竹細工のインターンシップ

- ・県外の人を対象とした仕事体験インターンシップを1回以上実施すること。
- ・県外への周知を行い、特に伝統工芸やものづくりに対して興味関心が高い若者からの募集が集まるよう努めること。
- ・製造事業者に対して謝金や材料費等を支払うこと。

(4) 産地と連携した取り組み

- ・2以上の産地が異なる事業者でイベントを実施又は参加すること。なお、イベントの実施又は参加に際しては、事前のワークショップを実施すること。
- ・実施するイベントについては、後継者育成を促進するイベントとし、地場産業の振興と他産品の後継者育成の機運醸成に取り組むこと。

5 成果物等

以下の成果品等を納品するものとする。

(1) 業務完了報告書の提出

受託者は、本委託業務が完了したときは、遅滞なく以下の(2)及び(3)に掲げるものを添えた業務完了報告書を提出すること。

(2) 制作物等

制作物等(テストマーケティング、ワークショップ及び仕事体験インターンシップの際に作成した販促資料等)の見本及び電子データ(CD-ROM又はDVD-ROM)を納品すること。なお、使用している写真やイラストなどの画像データ(JPEG形式)についても、別途電子データ(CD-ROM又はDVD-ROM)で納品すること。

(3) その他県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

紙で作成する成果物については、電子データ(CD-ROMまたはDVD-ROM)でも1部納品するものとする。(電子データはWord・Excel・PowerPointのいずれかの形式、及び、PDF形式の2種類を提出する。)

6 代金の支払方法

前金払・完了払

7 予算額

9,900千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

8 その他

- (1) 本業務に関わる県内事業者との調整においては、県内事業者の事業協力への意思や姿勢を尊重すること。
- (2) 本業務における全ての成果物・取得物及び著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとし、制作者は本県に対して著作権人格権を行使しないものとする。（取得物については消耗品を除く。）
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする
- (4) 本委託業務にて全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、本委託業務の一部について、県と受託者の協議により県が認めたときは、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本委託業務契約にて定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。あわせて、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得ること。
- (5) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び県の定める「情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と受託者協議の上、決定するものとする。なお、変更する必要があるときは、県と受託者協議の上、変更することができるものとする。
- (7) 新型コロナウイルス及び天災等の影響で、「4 委託業務の内容」で予定する事業が実施困難な場合は、その実施の有無、実施内容、実施方法等について、県と協議すること。